

第33号様式（第22条関係）

2024年7月10日

西濃保健所長様

岐阜県安八郡輪之内町四郷1330番地
医療法人社団 信輪会
理事長 浅野 哲郎
電話番号 0584(68)1008

医療法人事業報告書等届出書

令和5年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 7 社会医療法人債発行法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書



[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 信輪会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県安八郡輪之内町四郷 1330 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 7年 12月 20日

(4) 設立登記年月日 平成 8年 1月 25日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	浅野 哲郎	
理 事	田中 信成	
同	高橋 辰政	
同	高橋 弥生	
同	杉山 修	
同		
同		
監 事	河田 孝広	
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				
診療所	輪之内クリニ ック】	2112500588	岐阜県安八郡輪之内町 四郷 1330 番地	無床
介護老 人 保健施 設	介護老人保健 施設 輪之内 ビラ	2152580011	岐阜県安八郡輪之内町 四郷 1330 番地	入所定員 70 名 通所定員 10名
介護医 療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
無		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
無		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 5年 6月 27日 令和 4年度決算の決定
 令和 6年 3月 27日 令和 6年度の事業計画及び収支予算の決定
 " 令和 6年度の借入金額の最高限度額の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

無

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式26-3

法人名 医療法人社団 信輪会
所在地 岐阜県安八郡輪之内町四郷1330番地

※医療法人整理番号 3 6 7

財産目録
(2024年 3月31日現在)

1. 資産額	100,431 千円
2. 負債額	98,087 千円
3. 純資産額	2,343 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	72,284
B 固定資産	28,146
C 資産合計 (A+B)	100,431
D 負債合計	98,087
E 純資産 (C-D)	2,343

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式26-1-3（旧法：病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人）

法人名 医療法人社団 信輪会

所在地 岐阜県安八郡輪之内町四郷1330番地

※医療法人整理番号 3 6 7

貸 借 対 照 表

(2024年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	72,284	I 流動負債	35,972
現金及び預金	14,420	支払手形	
事業未収金	52,647	買掛金	1,249
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	2,400	未払金	16,060
前渡金		未払費用	
前払費用	1,578	未払法人税等	185
繰延税金資産		未払消費税等	
その他の流動資産	1,237	繰延税金負債	
II 固定資産	28,146	前受金	
1 有形固定資産	26,840	預り金	941
建物	25,438	前受収益	
構築物		○○引当金	
医療用器械備品		その他の流動負債	17,536
その他の器械備品		II 固定負債	62,115
車両及び船舶	82	医療機関債	
土地		長期借入金	62,115
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	1,318	○○引当金	
2 無形固定資産	1,194	その他の固定負債	
借地権		負債合計	98,087
ソフトウェア	1,044	純資産の部	
その他の無形固定資産	149	科 目	金額
3 その他の資産	112	I 資本金	50,000
有価証券		II 資本剰余金	△47,656
長期貸付金		III 利益剰余金	
役職員等長期貸付金		○○積立金	△47,656
長期前払費用		繰越利益剰余金	
繰延税金資産		IV 評価・換算差額等	
その他の固定資産	112	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
資産合計	100,431	純資産合計	2,343
		負債・純資産合計	100,431

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式26-2-1（病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人）

法人名 医療法人社団 信輪会

※医療法人整理番号 3 6 7

所在地 岐阜県安八郡輪之内町四郷1330番地

損 益 計 算 書
(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	331,750
2 事 業 費 用	
(1)事 業 費	
(2)本 部 費	334,282
本來業務事業損失	△2,531
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帶業務事業利益	
C 収益業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
収益業務事業利益	
事 業 損 失	△2,531
II 事 業 外 収 益	
受 取 利 息	
その他の事業外収益	5,735
III 事 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,024
その他の事業外費用	1,024
経 常 利 益	2,178
IV 特 別 利 益	
固定資産売却益	
その他の特別利益	
V 特 別 損 失	
固定資産売却損	
その他の特別損失	
税 引 前 当 期 純 利 益	2,178
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	185
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	1,993

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式26-5

監事監査報告書

医療法人社団 信輪会

理事長 浅野 哲郎 殿

私（注1）は、医療法人信輪会の会計5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 6月27日

医療法人社団 信輪会

監事 河田 孝広

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。